

令和5年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）

「訪問看護（介護予防含む）」

2 人員基準等の留意点について

高崎市 福祉部長寿社会課

1

1 人員に関する基準

（1）看護師等の員数

配置基準 <指定訪問看護ステーション>

- ①看護師又は准看護師、保健師（以下「看護職員」という。）を常勤換算方法で2.5人以上となる員数を配置すること。
- ②看護職員のうち1人は、常勤であること。
※「常勤」・・・事業所における勤務時間が、定められた勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していること
※「常勤換算方法」・・・当該事業所での勤務延時間数÷常勤の従業者が勤務すべき時間数
- ③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を実情に応じた適当数を配置すること。
（配置しないことも可能）

<病院又は診療所である指定訪問看護事業所>

指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数配置すること。

2

(2) 管理者

<指定訪問看護ステーション>

- 配置基準 ①管理者は、専らその職務に従事する常勤の職員であること（常勤専従）。
ただし、管理上支障がない場合には、以下の兼務は可とする。
当該事業所のその他の職務（訪問看護従業者）又は、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に訪問看護ステーションの管理上支障がないと認められる範囲内の他の事業所、施設等の職務
※兼務する職務が入所施設の看護業務等、当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は兼務不可。
※勤務表に職種ごとの時間を分けて記載する。
- ②指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であること。

3

(3) 指摘の多い事例

常勤換算2.5以上の人員配置

- 看護職員が常勤2人、非常勤1人の合計3人であるが、非常勤の1月の勤務実績が短時間のため、常勤換算0.5に満たない。
- 看護職員が併設の有料老人ホームの職員を兼務しているが、訪問看護事業所と有料老人ホームについて、明確に区分した勤務体制が整備されていない。

4

2 その他の連絡事項

(1) 変更届出書等の期日

- 変更届出書は、変更後10日以内に提出してください。
※事業所の改修、区画変更、移転等の場合は、事前に長寿社会課にご相談いただき、変更の2週間前までに提出してください。
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする前月の15日までに提出してください。
※16日以降の届出は翌々月からの算定となります。
例： 10月15日までに届出 → 11月1日から加算の算定
10月16日以降に届出 → 12月1日から加算の算定
- 届出の各種様式は、高崎市ホームページを参照ください。
高崎市ホームページ(<http://www.city.takasaki.gunma.jp/>)
ホーム>健康・福祉・教育>介護保険>各種届出・総合事業に関すること(事業者向け)
※各種届出・総合事業に関すること(事業者向け)に、各届出に係る書類を内容毎に分けて掲載しております

5

(2) 事故発生時の対応

日頃から事故発生時の対応マニュアル等を整備し、従業者へ周知徹底するとともに、事故が発生した場合、利用者の家族、ケアマネージャー、高崎市長寿社会課等に連絡し、事故の状況や措置等を記録するとともに事故報告書を高崎市長寿社会課へ速やかに提出してください。

なお、事故報告書の提出が必要な範囲は以下のとおりです。

- けが、異食、誤嚥又は死亡
- 食中毒及び感染症
- 職員(従業者)の法令違反、不祥事等
- 誤薬
- 徘徊、行方不明
- 利用者の送迎、通院時の交通事故
- その他

※「高崎市介護保険事業者及び高齢福祉事業者等における事故等発生時の報告取扱要綱」(第3条)より抜粋

6

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届け出先について

令和3年4月から届け先の規定が変更となり、指定事業所が高崎市内のみにある事業者は、届け出先が高崎市となりました。

区分	届出先
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業所	厚生労働大臣
② 指定事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※介護療養型医療施設を含む場合は除く	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、指定事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事